

令和元年度砂利採取業務主任者試験実施のお知らせ

令和元年度砂利採取業務主任者試験については、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、次のとおり実施します。

| 項 目 | 内 容 | |
|---------------|--|----------------|
| 1 試験期日及び試験時間 | 令和元年11月8日（金）午前10時から正午までの2時間とする。 | |
| 2 試験地及び試験場所 | (1) 試験地 札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、根室市、倶知安町、江差町及び浦河町 (2) 試験場所 受験票により受験者に通知する。 | |
| 3 試験科目 | (1) 砂利の採取に関する法令 (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。） | |
| 4 受験願書の提出先 | 受験希望地に所在する総合振興局等の産業振興部商工労働観光課に提出してください。 | |
| 5 受付期間及び受付時間 | 令和元年9月9日（月）から同月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分までとする。 なお、郵送等の場合は、令和元年9月30日（月）までの通信日付印のあるものにより受け付けます。 | |
| 6 提出書類 | (1) 受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）様式第9によること。） (2) 写真（手札型（縦5センチメートル、横4センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものであること。） | |
| 7 受験手数料 | 受験手数料（8,000円）は、北海道収入証紙で納付するものとし、受験願書の所定欄にこれを貼り付けてください。 | |
| 8 各総合振興局等担当窓口 | 受験に関して不明な点があるときは、最寄りの各総合振興局等担当窓口にお問い合わせください。 | |
| 総合振興局等名 | 担 当 課 係 名 | 電 話 番 号 |
| 空知総合振興局 | 産業振興部 商工労働観光課 指導保安係 | (0126) 20-0062 |
| 石狩振興局 | 産業振興部 商工労働観光課 主査 | (011) 204-5180 |
| 後志総合振興局 | 産業振興部 商工労働観光課 主査 | (0136) 23-1364 |
| | 小樽商工労働事務所 | (0134) 22-5525 |
| 胆振総合振興局 | 産業振興部 商工労働観光課 主査 | (0143) 24-9591 |
| 日高振興局 | 産業振興部 商工労働観光課 商工労働係 | (0146) 22-9282 |
| 渡島総合振興局 | 産業振興部 商工労働観光課 指導保安係 | (0138) 47-9460 |
| 檜山振興局 | 産業振興部 商工労働観光課 商工労働係 | (0139) 52-6641 |
| 上川総合振興局 | 産業振興部 商工労働観光課 指導保安係 | (0166) 46-5941 |
| 留萌振興局 | 産業振興部 商工労働観光課 主査 | (0164) 42-8442 |
| 宗谷総合振興局 | 産業振興部 商工労働観光課 指導保安係 | (0162) 33-2926 |
| ホーツク総合振興局 | 産業振興部 商工労働観光課 指導保安係 | (0152) 41-0637 |
| 十勝総合振興局 | 産業振興部 商工労働観光課 主査 | (0155) 26-9045 |
| 釧路総合振興局 | 産業振興部 商工労働観光課 主査 | (0154) 43-9183 |
| 根室振興局 | 産業振興部 商工労働観光課 商工労働係 | (0153) 24-5619 |

●お問い合わせ先
北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ
TEL 011-231-4111 内線 26-181